

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

改正の趣旨

- 健全な対内直接投資を一層促進しつつ、安全保障等の環境変化を踏まえ、国の安全等を損なうおそれがある投資に対して適切に対応するため、対内直接投資審査制度を高度化する。

改正の概要

施行状況等を踏まえた審査の効率化・実効性確保

- ①リスク軽減措置の明確化
- ②間接的な投資に係る規定の整備

安全保障等の環境変化への対応

- ③外国政府等の支配・影響下において行われる国内での投資活動に係る規定の整備
- ④非指定業種への投資に係る国際情勢の変化等により生じるリスクへの対応措置の新設

省庁横断的な執行体制の強化

- ⑤国の安全等の観点から必要な場合に、財務大臣及び事業所管大臣から関係行政機関の長への意見照会を義務付け
(※) 対日外国投資委員会による省庁横断的な体制を法制上担保するもの。

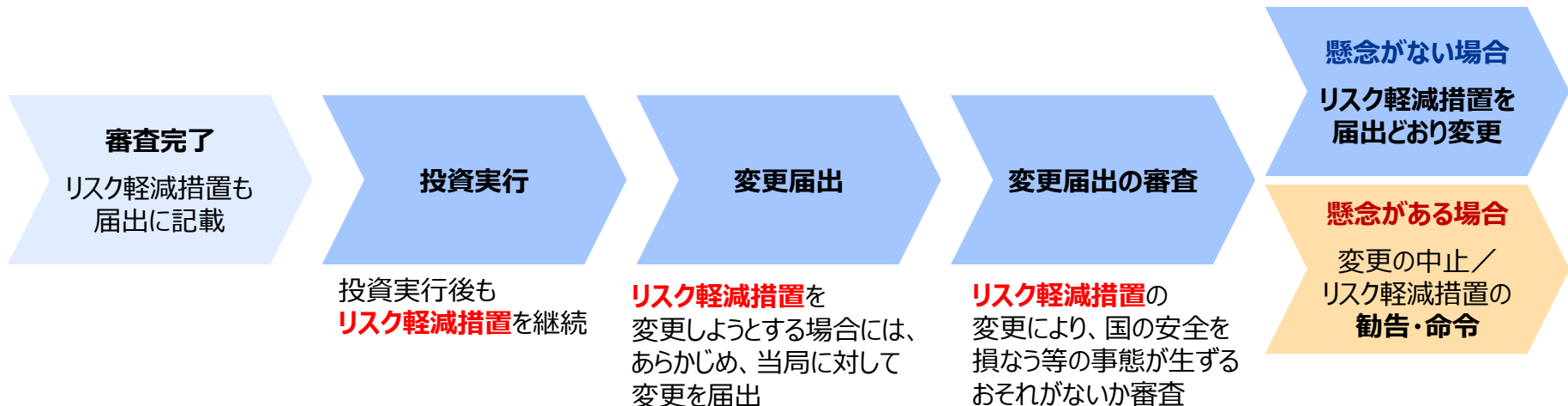
施行日

公布から1年以内の政令で定める日（⑤については公布の日）

リスク軽減措置の明確化

- 国の安全等を損なうリスクに対応する観点から、リスク軽減措置について、外国投資家の予見可能性を確保しつつ、その確実な実施を確保するため、関連する手続を明確化する。
- ✓ 事前届出における届出事項にリスク軽減措置を追加する（※）。
（※）リスク軽減措置の例：外国投資家が外国政府等の影響を受けて投資対象事業の遂行に関与しないこと 等
- ✓ 外国投資家は、審査の過程で、リスク軽減措置の修正の届出を提出することができることとした上で、投資禁止期間は、当初の届出が受理された日を起点とする。
- ✓ 内容の変更・中止だけでなく、リスク軽減措置についても勧告・命令できることを明確化する。
- ✓ 届け出たリスク軽減措置を変更しようとする場合には、変更の届出を義務付ける。審査の結果、必要な場合にはリスク軽減措置の変更の中止や新たなリスク軽減措置を勧告・命令できることとする。

リスク軽減措置の内容を変更しようとする場合



(参考) リスク軽減措置に係るガイドラインのイメージ

外為審査

- ✓ 届出書に記載されるべきリスク軽減措置の類型や具体例をガイドライン等で示すことにより、外国投資家の予見可能性に配慮した運用を行うことが適当である。

リスク軽減措置に関するガイドラインにおける記載事項のイメージ

(1) 制度趣旨

(2) リスク軽減措置の類型や具体例

リスク類型	具体例
外国政府による影響	投資家の密接関係者等に外国政府関係者が含まれる場合 ⇒ 外国投資家が議決権行使に当たって 外国政府等の影響を受けない旨 を記載
重要な事業の廃止・縮小等	発行会社事業が <u>国の安全の確保等に必要</u> な財・サービス等の安定的な供給等の観点から重要と認められる場合 ⇒ 特定事業の廃止・縮小等に係る提案を行わない旨 を記載
機微技術・情報の流出	発行会社の技術等が <u>国の安全の確保等に係る生産基盤及び技術基板の維持</u> の観点から重要と認められる場合 ⇒ 発行会社の 技術等に係る秘密情報の取得や第三者への開示提案等を行わない旨 を記載

※ 上記の例のようなリスク類型に応じたリスク軽減措置の具体的な内容のほか、リスク軽減措置の内容に係る秘密保持や、実効性確保のための発行会社への通知、事後モニタリングへの協力、当局への相談といった記載事項も盛り込まれることが一般的。

※ 個別事案の性質に応じて、リスク軽減措置では対応しきれないようなものもありうることに留意。

(3) リスク軽減措置に関する手続について

- ・ 審査期間中の修正手続
- ・ リスク軽減措置に関する勧告・命令
- ・ 投資実行後のリスク軽減措置に関する変更手続

(4) その他（留意事項等）

- ・ 当局による事後モニタリング（質問票、ヒアリング等）の実施について

間接的な投資に係る規定の整備

- 外国投資家（**間接取得者**）が、日本企業の議決権等を保有する外国法人等（**直接保有法人等**）を買収すること等を通じて、**日本企業の議決権等を間接的に取得**する行為を規制対象に加え、**事前届出を求める**。

間接取得者C → 直接保有法人等Aの「買収等」

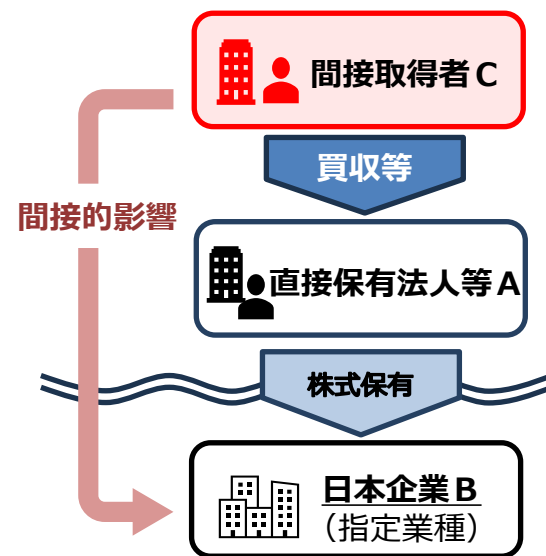
① A（又はAの親会社）の議決権を50%以上取得する行為（法律事項）

（※）議決権の合算対象には、資本関係上、間接取得者Cと同一企業グループに属する法人等が保有するものを含む。また、議決権行使等権限を含む（事業活動を支配する目的を有する場合）。

② Cの関係者がAの役員の過半数を占める行為（法律事項）

③ ①、②に準じる行為（政令事項）

- ✓ Aの議決権行使等権限を50%以上取得する行為（Aの事業活動を支配する目的を有する場合）
- ✓ Aに係る共同議決権行使（議決権の50%以上）に同意する行為
- ✓ Aのいわゆる黄金株を取得する行為
- ✓ Aが特定組合類似団体である場合にAの業務執行組合員の過半数を占める行為 等



日本企業Bの株式／議決権保有の閾値

- ① 間接取得者Cが、典型的に特にリスクの高い投資家（事前届出免除制度を使えない投資家）に該当しない
⇒ 日本企業Bの株式・議決権の50%以上を保有することになる場合に届出が必要（50%未満を政令で免除）
- ② 間接取得者Cが、典型的に特にリスクの高い投資家に該当
⇒ 上場企業の株式・議決権1%以上を保有することになる場合に届出が必要（非上場企業は閾値なし）

（※）典型的に特にリスクの高い投資家以外によるグループ内取引等は事前届出不要とする。

外国政府等の支配・影響下において行われる国内での投資活動に係る規定の整備

- 典型的に特にリスクが高い非居住者等（事前届出免除制度を使えないもの）の支配・影響下において、当該非居住者等のために外国投資家以外の者（みなし外国投資家）が行う投資活動について、事前届出の対象とする。

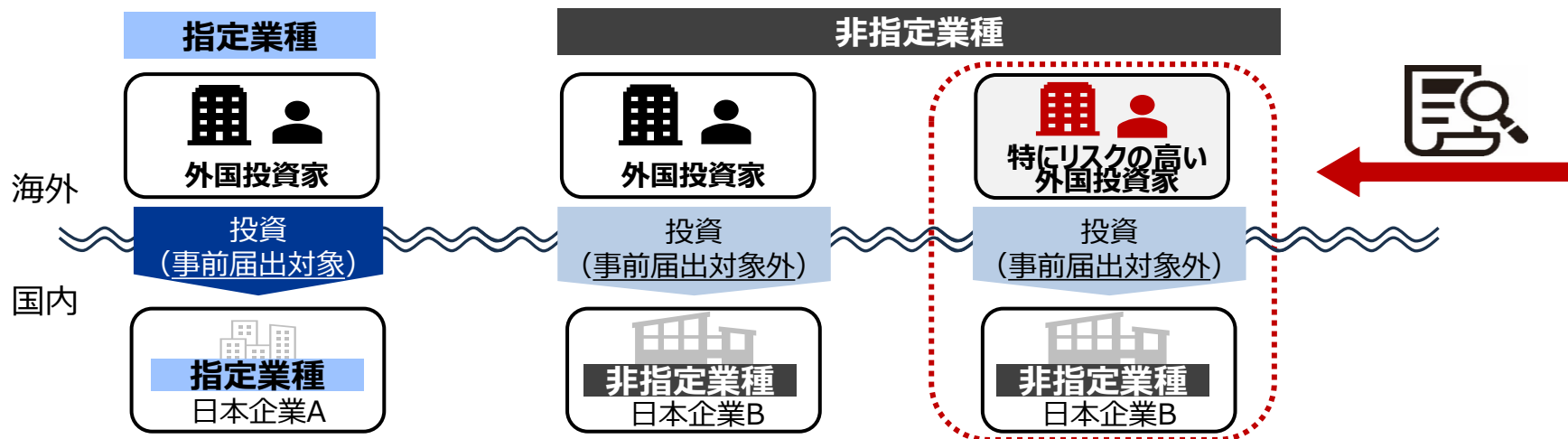
これまで	法改正後
<ul style="list-style-type: none"> ● 外国法人等が議決権の50%以上を保有している日本企業（居住者外国投資家）による投資や、外国投資家の計算において行われる投資（みなし外国投資家）は、原則事前届出が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記に加えて、外国投資家のみなし規定を見直し、外国政府をはじめとする典型的に特にリスクが高い非居住者等（事前届出免除制度を使えない者）の支配・影響下において、当該非居住者等のために投資活動を行う日本企業・国内居住者（みなし外国投資家）に事前届出を義務付け。
<pre> graph LR A[外国法人等] -- "議決権 50%以上/ 役員過半数" --> B[日本法人 = 外国投資家] B -- "投資に 事前届出必要" --> C[指定業種] </pre>	<pre> graph LR A[外国政府等] -- "支配関係" --> B[日本法人・ 居住者 = 外国投資 家とみなす] B -- "投資に 事前届出必要" --> C[指定業種] </pre>

外国投資家と「みなす」ことになる類型（政令において具体化）

- ① 契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき行われるもの
 (※) 非居住者等自身が外国投資家として届出義務を負うものは除く
- ② 非居住者等との特別な関係に基づき行われるもの
 - ✓ 特別な関係にある非居住者等の指示で行うもの、事業や特定技術の譲渡を目的として行うもの
 - (※) 特別な関係：親族関係、雇用関係・生計の維持、外国政府による情報収集活動への協力義務、これらの関係にあるものが議決権の50%以上を直接・間接に保有／役員の過半数を占める法人等

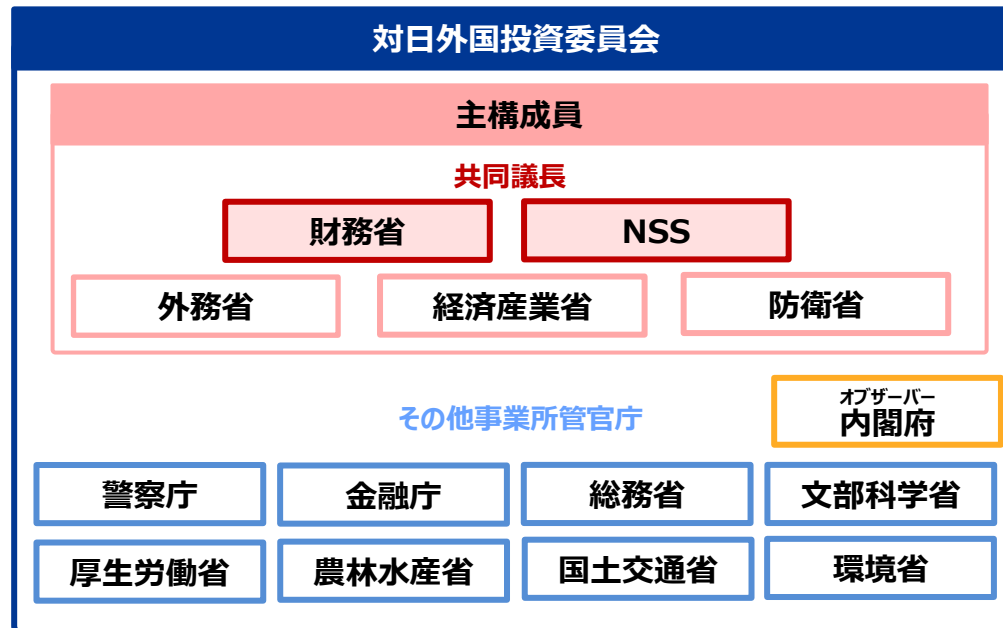
非指定業種への投資に関するリスクへの対応措置の新設

- **非指定業種**を営む本邦企業への投資については、株式・議決権取得比率が10%以上となる場合に事後報告を求めているが、**勧告・命令等の措置を講じることはできない**。
 - 投資実行後に**国際情勢の変化その他の事由**により**国の安全に係るリスクが生じた場合**に対応するための措置を新設する。
- ✓ **事前届出の対象でない投資（非指定業種への投資）**のうち、**国際情勢の変化その他の事由**により、**国の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい投資**に該当するかどうか確認する必要がある場合には、国際約束との整合性を確保しつつ、**投資実行後5年間**、外国投資家に対し、**報告を求める**ことができることとする。その上で必要な場合には、**勧告・命令**ができることとする。
- (※) 投資家の予見可能性と確立した投資財産の法的安定性の確保の観点から、報告等の対象は、**典型的に特にリスクの高い外国投資家**（＝外国政府をはじめとする事前届出免除制度が利用できない外国投資家）による、**株式・議決権の10%以上の取得等に限定**（政令規定事項）。



対日外国投資委員会について

- 対内直接投資審査における**省庁横断的な体制を強化し、経済安全保障上のリスクへの対応強化を図るため、対日外国投資委員会を創設。**
- **財務省(制度所管)・NSS(安保の総合調整)を共同議長、外務省・経産省・防衛省を主構成員**とし、**その他事業所管官庁がメンバーとして参加。**外国投資家のリスク属性等に係る情報については**情報コミュニティとの連携も強化。**
- **局長級を主たる構成員**（平常事務は課長級で処理）しつつ、**必要に応じて関係閣僚の参加**を得て開催。
- 対日外国投資委員会で扱う案件は、①**投資先の日本企業の業種や保有技術**（例：コア業種に該当するか）、②**外国投資家の属性**（例：外国政府との関係）、③**外国投資家の投資の態様**（例：取得する議決権の割合）等に基づき総合的に判断。



事前届出業種の見直し

外為審答申

- ✓ 「情報通信技術関連業種」の業種指定について、サイバーセキュリティ対策等の観点から真に必要性が認められるものに限定することが適当である。
- ✓ こうした合理化の一方で、重要な技術や情報を保有している本邦企業への投資が事前届出の対象となっているか検討するべきである。この際、対象とすべき技術や情報の範囲については、外国投資家や発行会社が外形上事前届出の要否を判断できるかを考慮しつつ、経済安全保障関連法令との整合性にも配慮することが適当である。

情報通信技術関連業種の見直し等

- ✓ 「ソフトウェア業等」について、サイバーセキュリティ対策をはじめとする安全保障等の観点から指定業種の対象を限定列挙し、その他は非指定業種化：
 - コア業種に該当するものはサイバーセキュリティ対策等の観点から引き続き審査の必要性が高く、原則現行の取り扱いを維持
 - コア業種以外の指定業種について、
 - ① 経済安保推進法で規定される重要なインフラ・物資等に関係するもの
 - ② 大量の個人情報や企業の営業秘密として管理される技術情報等を取り扱うためのもの等を限定列挙し、その他は非指定業種化。

※ソフトウェア業等の見直しとあわせてペット飼育業を非指定業種化

重要技術・情報の保全等や他法令との整合性確保

- ✓ 外為法上、技術管理の対象となっている「技術」を保有する法人を事前届出（コア）の対象に指定（業種ではなく技術に着目した指定）。
- ✓ 経済安保推進法の特定重要物資に指定された物資に係る製造業をコア業種に指定（磁気センサー、船体）。
- ✓ 電気・ガスの小売事業者（大規模なものに限る）をコア業種に指定。
- ✓ 医療法改正により安定供給確保の重要性が特に高いものとして指定された「重要供給確保医薬品」に係る製造業を指定業種に追加。

※今回の見直しによって届出対象となる事業を営む企業は、既に指定業種に係る事業を営んでいる企業が多く、届出件数への影響は限定的となる見込み。

事前届出対象のリスクに応じた合理化（主な緩和策）

役員の重任

※2024年度 役員選任の同意の届出1034件、うち重任に係る同意658件

- ✓ **事前届出を経て就任した役員等の重任については、原則、事前届出を不要とする。**
- ✓ **ただし、届出者が事前届出免除制度を利用できない場合や、以下のような事情変更がある場合には引き続き事前届出が必要。**
 - 役員等の所在国・国籍や兼職先等に変更があった場合
 - 発行会社やその子会社が営む指定業種に変更があった場合
 - 届出者の所在国・国籍や指定業種に属する事業への関与方針について変更があった場合 等

その他の緩和措置

- ① **日本企業の100%海外子会社による投資について、規制の潜脱防止等の観点から事前届出の対象とされているが、実質的に日本企業グループ内での組織再編に過ぎないような場合は、事前届出を不要とする。**
- ② **居住者外国投資家（外国投資家が議決権の50%以上を保有する日本企業）による自己株取得について、既存株主の議決権比率に反射的な影響を及ぼすことから事前届出の対象とされているが、**反射的な変動が限定的な場合**（議決権が反射的に増加することになる既存株主が非外国投資家／当該居住者外国投資家の親会社等のみの場合）は、**事前届出を不要**とする。**
- ③ **特定上場会社等（※）又はその直接の子会社**について、特定の外国法人等が支配的な影響力を持たないことを理由に対内直接投資等に係る**事前届出が不要**となっているが、いわゆる**孫会社以下についても事前届出を不要**とする。

（※）特定上場会社等は、居住者外国投資家のうち、個々の外国法人等の議決権保有割合がいずれも10%未満の上場会社等

届出報告様式の見直し

- ✓ 届出・報告様式について、法改正に対応する様式の追加・修正を実施。
- ✓ 加えて、事前届出の受理後、**審査の一環として質問状により通例確認を行っている事項について、届出時点で添付書類として提出を求める。こうした取組を通じて審査の効率化・予見可能性確保を推進。**

添付① 届出者に関する事項

- 沿革、事業内容
- 国内外における事業所
- 主要な取引先
- 代表者の略歴、役員の氏名、国籍、生年月日等
- 外国政府による出資、補助金等の有無
- 届出者がファンドの場合は、GPの属性、運用資産額や主要な投資先、投資意思決定の方法

添付② 発行会社に関する事項

- 沿革、事業内容
- 国内外における事業所
- 役員の氏名
- 事前届出業種に該当する事業の具体的な内容
- 届出者による発行会社の業績評価、経営課題に対する認識

添付③ 届出者への出資者に関する事項

- 名称及び代表者の氏名、事業内容
 - 出資比率及び議決権比率
 - 国籍又は設立国
 - 属性（銀行、保険、年金基金、投資ファンド、事業会社等）
- ※ 出資比率5%以上のもの又は上位10位までのものいずれか数の多い出資者の情報

添付④ 届出者の事業方針等に影響を及ぼすものに関する事項

- 沿革・事業内容
 - 国内外における事業所
 - 代表者の氏名、略歴、国籍、住所及び生年月日
 - 役員の氏名、国籍
 - グループの資本関係の図解
- ※ 届出者の事業方針等に影響を及ぼすものが法人の場合は、5%以上の株式・議決権を有する株主に係る基礎情報を求める予定

參考資料

(参考) 対内直接投資審査制度の概要

- 対外取引自由を原則としつつ、**外国投資家**が、国の安全の確保・公の秩序の維持・公衆の安全の保護・我が国経済の円滑な運営の観点から**指定される業種を営む日本法人**に対して、**投資等**を行う場合に、**事前届出**を求め、**財務大臣・事業所管大臣が審査を実施**。



対内直接投資等・特定取得

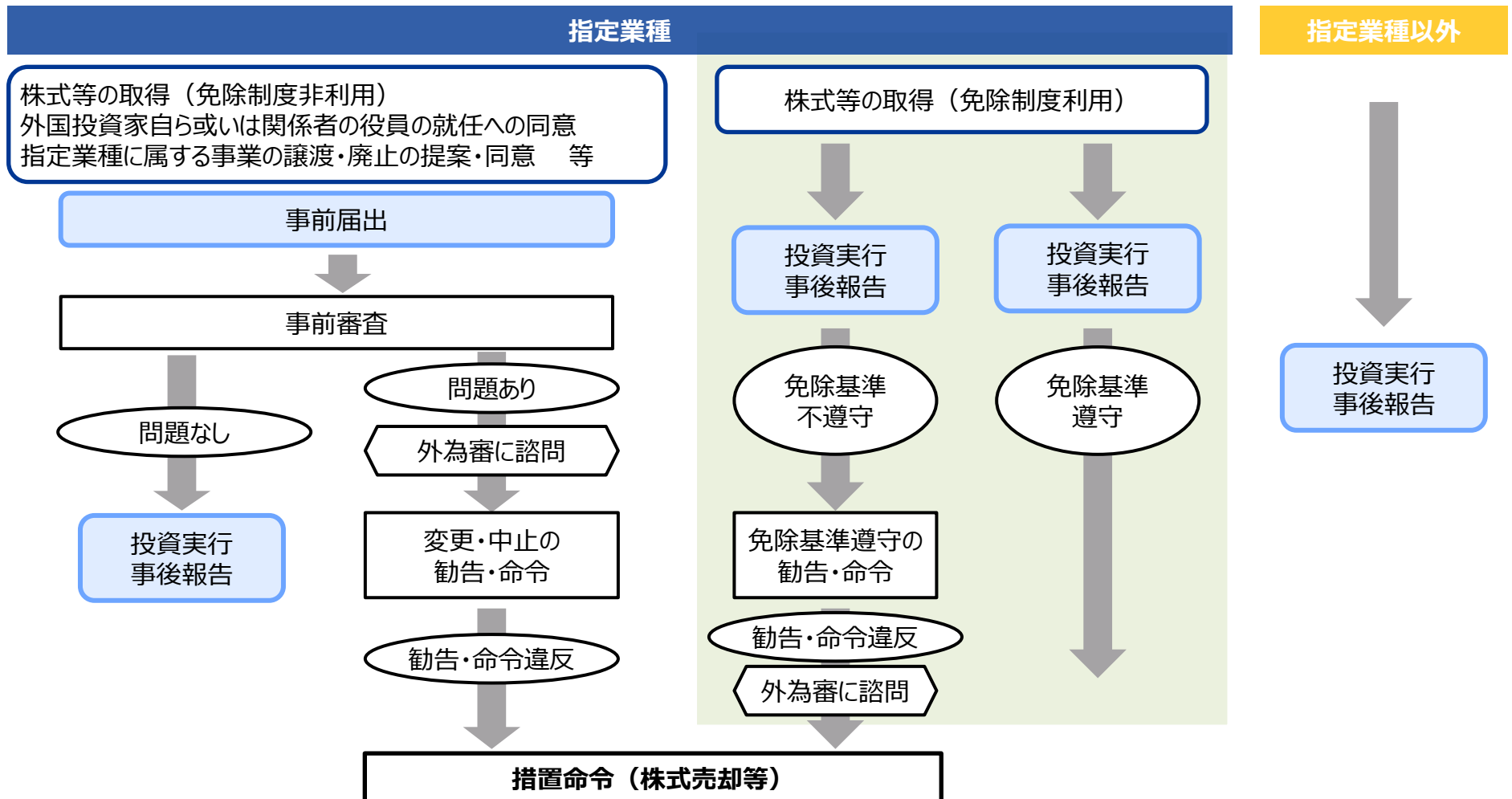
- ・ 株式・持分の取得
 - ・ 上場会社の総議決権の1%以上の取得
 - ・ 事業目的の実質的な変更、役員の就任等の経営上重要な事項に関して行う同意
 - ・ 支店等の設置等
 - ・ 償還期間が1年を超える金銭の貸付
 - ・ 事業の譲受け
- 等

外国投資家

- ① 非居住者である個人
- ② 外国法令に基づき設立された法人その他の団体
- ③ ①・②に株式・議決権の50%以上を保有されている会社
- ④ ①・②が50%以上出資する／業務執行組合員の過半数を占める組合等
- ⑤ ①が役員数の過半数を占める法人その他の団体

(参考) 対内直接投資審査の全体像

- **指定業種**については、**原則として事前届出**を求め、審査を実施。**国の安全等に係る投資等に該当する場合には**、関税・外国為替等審議会の意見の聴取等を経て、**内容変更や中止の勧告・命令**が可能。
- 指定業種であっても、一定の基準（免除基準）を遵守する**資産運用目的の投資**については、**事前届出義務を免除**、事後報告のみを求めつつ、免除基準を遵守させるための**勧告・命令**が可能。
- **指定業種以外への投資**については、**事後報告のみ**を求める。



(参考) 指定業種

指定業種

- 武器
- 航空機（無人航空機を含む）
- 原子力
- 宇宙関連
- 軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業
- 高度管理医療機器に係る製造業
- 重要鉱物資源に係る金属鉱業・製錬業等
- 特定離島港湾施設等の整備を行う建設業
- 肥料（塩化カリウム等）輸入業
- 永久磁石製造業・素材製造業
- 工作機械・産業用ロボット製造業等
- 半導体製造装置等の製造業
- 先端電子部品の製造業
- 蓄電池製造業・素材製造業
- 船舶の部品（エンジン等）製造業
- 金属3Dプリンター製造業・金属粉末の製造業
- 複合機の製造業
- 光ファイバケーブルの製造業
- サイバーセキュリティ関連
- 電力業
- ガス業
- 通信業
- 上水道
- 鉄道業
- 石油業
- 熱供給業
- 放送業
- 旅客運送
- 警備業
- 農林水産業
- 皮革関連
- 航空運輸
- 海運

コア業種

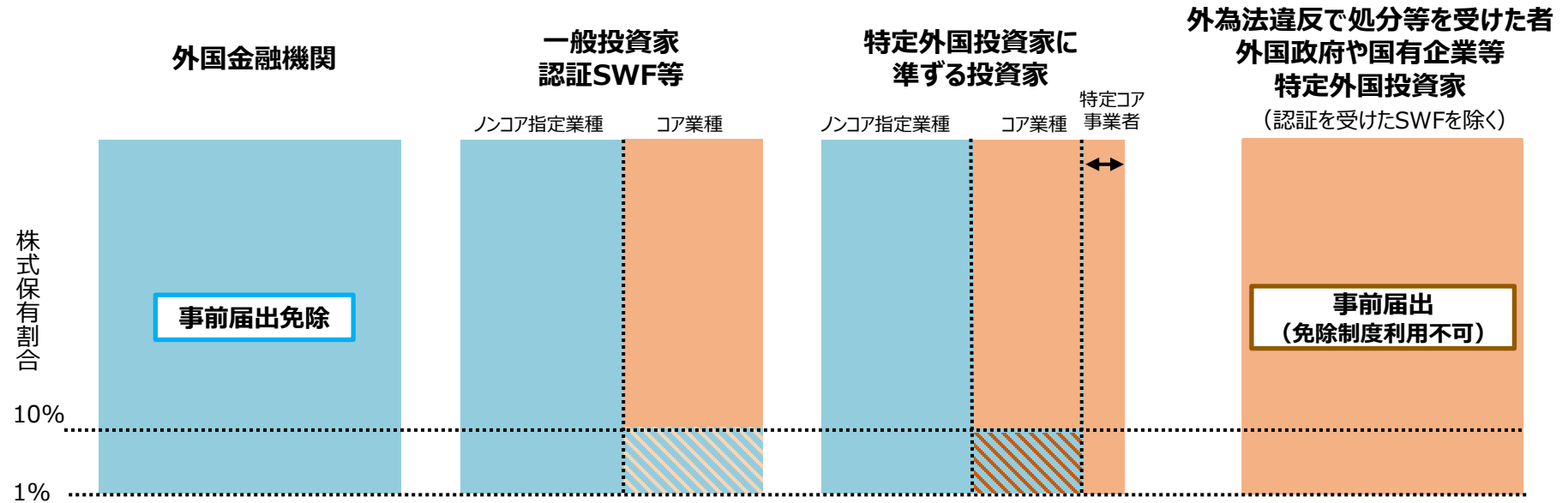
- 武器、航空機（無人航空機を含む）、原子力、宇宙関連、軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業
- 高度管理医療機器に係る製造業
- 重要鉱物資源に係る金属鉱業・製錬業等
- 特定離島港湾施設等の整備を行う建設業
- 肥料（塩化カリウム等）輸入業
- 永久磁石製造業・素材製造業
- 工作機械・産業用ロボット製造業等
- 半導体製造装置等の製造業
- 先端電子部品の製造業
- 蓄電池製造業・素材製造業
- 船舶の部品（エンジン等）製造業
- 金属3Dプリンター製造業・金属粉末の製造業
- 複合機の製造業
- 光ファイバケーブルの製造業
- サイバーセキュリティ関連（サイバーセキュリティ関連サービス業、重要インフラのために特に設計されたプログラム等の提供に係るサービス業等）
- 電力業（一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者の一部）
- ガス業（一般・特定ガス導管事業者、ガス製造事業者、LPガス事業者の一部）
- 通信業（電気通信事業者の一部）
- 上水道業（水道事業者の一部、水道用水供給事業者の一部）
- 鉄道業（鉄道事業者の一部）
- 石油業（石油精製業、石油備蓄業、原油・天然ガス鉱業、天然ガス卸売業）




コア業種以外

- コア業種以外の
サイバーセキュリティ関連、電力業、ガス業、通信業、上水道業、鉄道業、石油業
- 熱供給業
- 放送業
- 旅客運送
- 警備業
- 農林水産業
- 皮革関連
- 航空運輸
- 海運

(参考) 株式等取得時の事前届出免除制度 (上場会社等の株式等)

- 上場会社等の株式・議決権や非上場会社の株式・持分の取得について、一定の基準を遵守する場合は事前届出が免除される。
- 遵守する基準については、外国投資家の属性や投資先の業種によって異なり、外国政府や国有企業等は事前届出免除制度を利用できない。

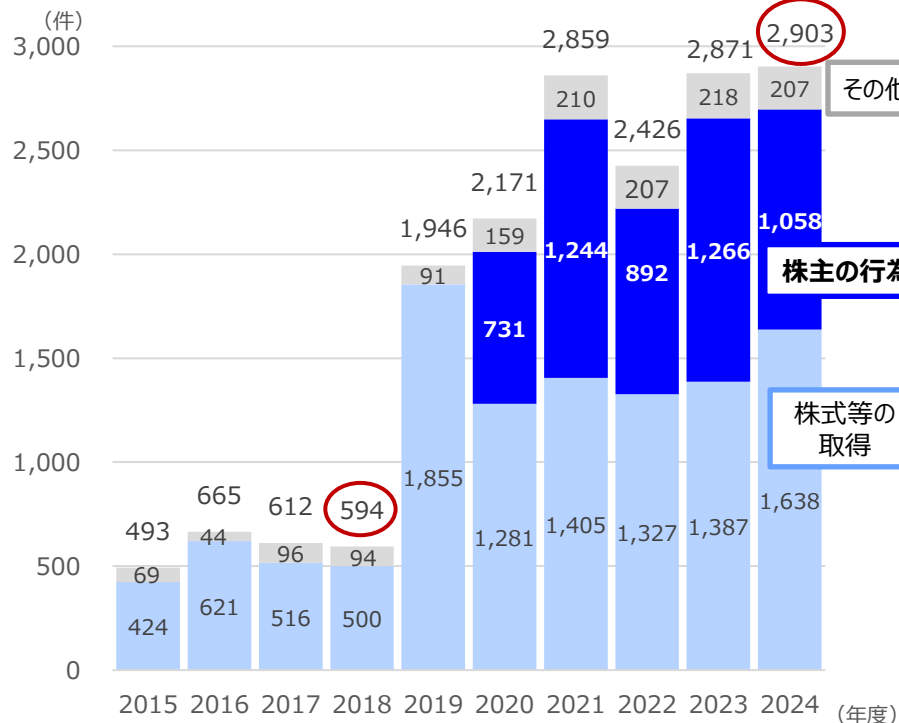


<p>免除基準</p>	<p>① 外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任しない ② 指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない ③ 指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない</p>	
<p>上乗せ基準 (免除基準に加え遵守)</p>	<p>④ コア業種に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない ⑤ コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない</p>	
<p>更なる上乗せ基準 (免除基準・上乗せ基準に加え遵守)</p>	<p>⑥ コア業種に属する事業に関する非公開の情報にアクセスしない ⑦ コア業種に属する事業に関し、発行会社等に従業員を派遣しない、又、発行会社等の役員又は従業員の勧誘を行わない</p>	

(参考) 事前届出件数の推移

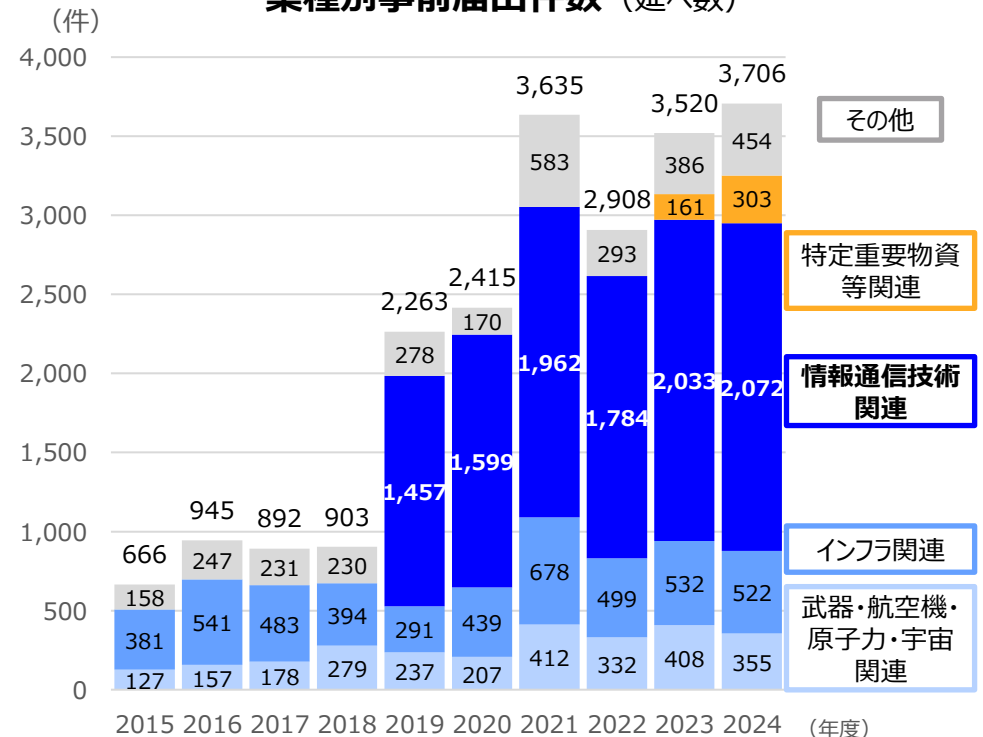
- 指定業種の追加（2019年8月適用開始）や、**役員選任の同意**をはじめとする**株主の行為**について事前届出の対象とした**2019年改正法**（2020年6月適用開始）の**影響により、届出件数は増加傾向**。2018年度と比較して、2024年度の届出件数は約5倍。
 （※）2019年改正法における事前届出の閾値引下げによって新たに届出対象となった、10%未満の上場会社の議決権取得については、免除制度の導入もあいまって2024年度の届出件数は34件に留まっている。
- 2019年8月に指定業種に追加された**情報通信技術関連業種**（情報処理サービス業、ソフトウェア業、集積回路製造業、半導体メモリメディア製造業等）に係る届出が2024年度の届出の**56%と過半**を占めている。

行為別事前届出件数



(注) 「その他」は、事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出。

業種別事前届出件数（延べ数）



(注1) 複数業種にまたがる届出については、それぞれの業種について延べ数で算出。通信業は2019年度以降情報通信技術関連として分類。

(注2) 2020年度以降は株主の行為に係る事前届出を含む。